

森林に関する情報提供について

森林整備課計画担当

1 森林法の目的（根拠法令）

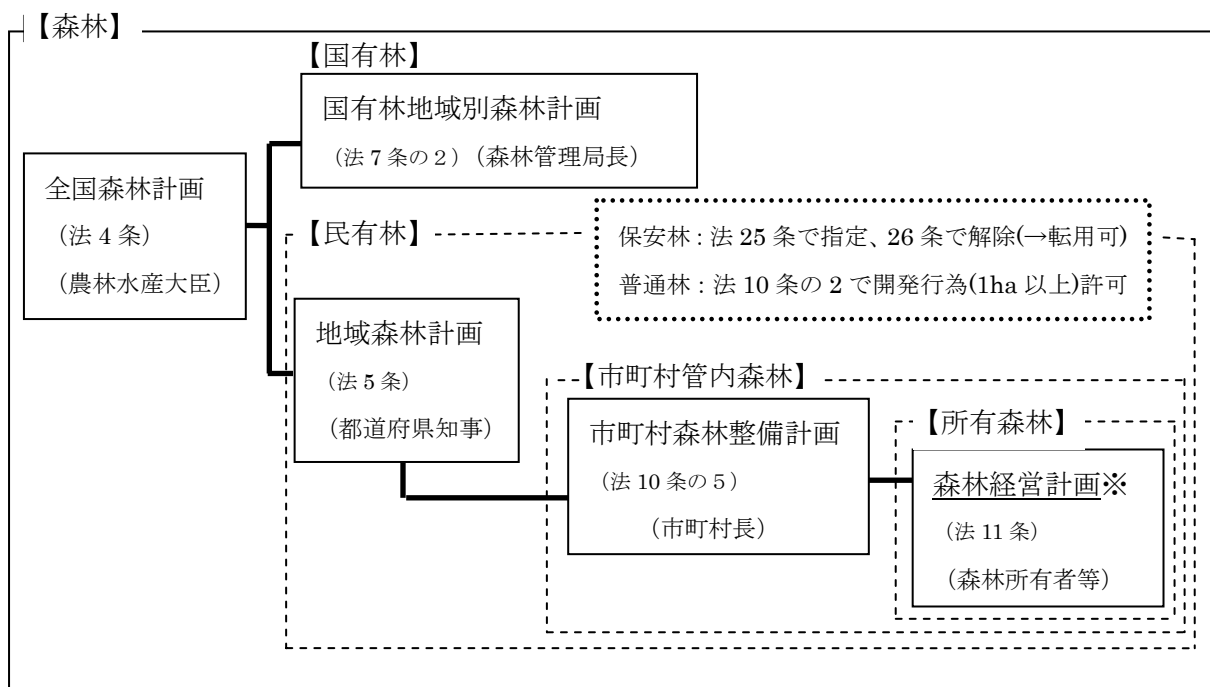
第1条に、

「この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。」と定めている。

2 森林、森林所有者、民有林とは（定義）

- 森林法第2条第1項において「森林」とは
 - 1 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
 - 2 このほか木竹の集団的な生育に供される土地と定めている。
- 森林法第2条第2項において、「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者と定めている。
- 森林法第2条第3項において「国有林」とは国が森林所有者である森林及び・・・、「民有林」とは国有林以外の森林をいうと定めている。

3 森林計画制度（森林を管理、取り扱うための基本的な計画制度）



※森林法の一部を改正する法律（平成24年4月1日施行）により、森林施業計画は森林経営計画制度に移行した。

4 森林の有する多面的機能（受益者負担の管理）

- 森林は、
 - ・木材等生産機能（木材、きのこ、山菜 etc）

- ・水源涵養機能
 - ・県土の保全機能（山地災害防止防止機能、土壌保全機能）
 - ・快適環境形成機能（生活環境の保全）
 - ・保健・レクリエーション機能
 - ・文化機能
 - ・生物多様性保全機能 など、多くの機能を持って（発揮して）いる。
- このうち、木材等生産機能以外の機能を、森林の公益的機能という。
- Cf：日本の森林の公益的機能の評価額は、約 70 兆円（H13.日本学術会議）
岩手県の森林の公益的機能の評価額は 2 兆 6,400 億円（林業技術センター）
- 岩手県では、森林所有者による手入れが行われず低下した公益的機能を早期に回復させるため、平成 18 年度から「いわての森林づくり県民税」を活用し、「いわて環境の森整備事業」等の取組みを実施。

5 東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律 122 号）について

- 東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）では、法第 46 条第 2 項第 4 号に規定する復興整備事業の実施が必要な市町村は、単独又は県と共同して、復興整備計画（法第 46 条第 1 項）を作成することができる」と規定。
- 復興整備事業の実施に関連して行う地域森林計画区域の変更（森林法第 5 条）については、法第 47 条第 1 項に規定する復興整備協議会における協議等の手続きを行い、公表により当該変更等がなされたものとみなされる。
- 協議会が組織されない場合又は会議での協議が困難な場合は、法第 48 条第 4 項の公告・縦覧後、県森林審議会及び東北森林管理局長の意見聴取、農林水産大臣協議が必要となる。

6 外国資本による森林の買い占めについて（森林をめぐる話題提供）

- 外国資本による水源地域の森林買い占めの動きが、平成 20 年 1 月頃に表面化。
（中国企業関係者が、三重県内のダム湖上流部の森林買収の仲介を「町」に申し入れ）
- 平成 20 年度から林野庁では実態把握のため、都道府県に対し聞き取り調査を実施。
- その結果、これまで（H18.1~H23.12）に、北海道及び群馬県などで 60 件（786ha）の外国資本による森林買収が確認された。
- 本県においては、現在のところ外国資本による森林買収の案件は確認されていない。
- 森林法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 22 日公布）により、地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに森林の土地所有者となった者は市町村長にその旨を届け出る義務が課された。（第 10 条の 7 の 2 第 1 項）国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出をした場合は、この限りではない。
- 当該条項の施行期日は、平成 24 年 4 月 1 日。
- 本県において、外国資本による森林買収が確認された場合は、買受者情報の詳細調査を行い、必要に応じ、森林の有する公益的機能に支障が生じることがないように、対象森林の維持・管理を指導することとしている。